

宮内官僚

森林太郎

第一回

なぜ『元号考』に取り組んだのか

野口のぐち武則たけのり

序

文豪・森鷗外の墓は東京西郊・三鷹市の禅林寺にたえずむ。大正十一（一九二二）年七月九日に六十歳で病没した。一〇一回目の命日となる今年も、文京区立森鷗外記念館の事務局により恒例の「鷗外忌」が営まれる。

JR中央線を三鷹駅で下車し、南口から中央通りを南へ歩くこと十数分。駅前商店街を抜けて連雀通りとぶつかる交差点を西に曲がると、寺の正面入り口に出る。

元号「令和」の選定に深く関わったある官僚は、改元の準備に携わりながら、この道を毎月歩んでいた。肩書は内閣官房副長官補付兼国立公文書館主任公文書研究官。大学、大学院で漢籍を学んだ専門職の官僚である。政府が元号考案を依頼した学者をつなぐ連絡役で、提出された元号案が過去に使用されたことはないか、先例や故事に照らしてふさわしいか、などを極秘に調査していた。

「令和」は二〇一九年四月一日に公表された。その四カ月ほど前まで、禅林寺の敷地と隣接するほど近いマンション

ンの一室で、論語を読む勉強会が毎月開かれていた。日本と中国の思想史に詳しい元大学教授が主催し、この官僚は参加者の一人だった。一歩足を伸ばせば鷗外の墓がある。

鷗外は晩年、宮内官僚として元号を研究した。歴代元号の大典を整理した『元号考』は生前に完成を見なかったが、死期が迫る中で親友宛の書簡に「最大著述」と記した。今日まで続く近代元号制度を整備したのが鷗外だったのだ。およそ百年の時を経てその職を引き継いだ現代の「元号専門官」が、墓前で思いをはせることはなかっただろうか。禅林寺の正面入り口から駐車場を抜けて山門をくぐる

と、本堂の手前に鷗外の遺言が刻まれた石碑が建つ。「(前略)死は一切を打ち切る重大事件なり。奈何なる官憲威力と雖、此に反抗する事を得ずと信ず。余は石見人森林太郎として死せんと欲す。宮内省陸軍皆縁故あれども生死の別る瞬間あらゆる外形的取扱ひを辞す。森林太郎として死せんとす。墓は森林太郎墓の外一字もほるべからず。書は中村不折に依託し宮内省陸軍の栄典は絶対に取りやめを請ふ(以下略)」

幕末の文久二(一八六二)年に石見(現在の島根県)・津和野藩の典医の家に長男として生まれ、陸軍医として最高位の陸軍省医務局長(階級は陸軍軍医総監)に登り詰めた。大正五(一九一六)年四月十三日に五十四歳で職を辞したが、翌大正六年十二月二十五日に帝室博物館総長兼

図書頭として再び出仕した。今の東京・上野にある国立博物館長と宮内庁の書寮部長にあたる高級官僚である。生涯、官僚と作家の二足のわらじを履きこなしたが、本名の森林太郎より鷗外と号した文豪としての方が知られている。

にもかかわらず、死に臨んで宮内省、陸軍の経歴だけでなく、文豪としての名声も含めて墓石に刻むことを一切拒んだ。残ったのは、一個人としての森林太郎だけである。

本堂の裏に広がる墓地に歩みを進める。森家の墓石は五つある。その中央に鷗外のもが立ち、正面に「森林太郎墓」とだけ彫られている。左側面の左下に「中村鉦太郎書」と、書家の中村不折の署名が本名で刻まれるところまでは遺言の通りだ。ただし、左側面の中央には「大正十一年七月九日歿」とある。「森林太郎墓の外一字もほるべからず」との遺言が書かれた石碑を読んだ後に墓石を訪ねると、「大正」の文字が際立つ。なぜ「大正」が刻まれたのか。官としての業績も文豪としての名声も一切を拒絶した鷗外だが、元号だけは別だったのか。

詩人の木下空太郎は、鷗外を「テエベス百門の大都」と呼んだ。「百の門を持つ」と繁栄が謳われた古代エジプトの都・テーベ(テエベス)になぞらえ、鷗外の知識や取り組んだ分野の幅広さを称えた。

鷗外の作家や軍医としての側面を描いた研究書や著作は汗牛充棟のごとくある。だが、宮内官僚としてはほとん



東京都三鷹市の禅林寺にある森鷗外の墓

ど注目されていない。官としての事績なら公文書からたどることができるはずだ。

また、「鷗外論の最も大きな、そして最後の課題は、この遺書を読み解くことにあるといって過言ではない」（鷗外研究者の宗像和重・早稲田大教授）とされる。晩年の公務を解き明かすことで、遺言を巡る新たな「門」を開くことができるのではないか。

本稿は公文書を基に知られざる宮内官僚・森林太郎について描くが、一般になじみがある「鷗外」と記すこととする。

なお、当時の公文書や書簡、日記などは、読みやすいよう原則として旧漢字は常用漢字に、カタカナをひらがなに直し、必要に応じて句読点、濁点を補うなどした。鷗外の日記や書簡からの引用は『鷗外全集』（岩波書店、一九七〇年代に刊行の版）による。

再任官の契機となった事件

大正六（一九一七）年は第一次世界大戦勃発から三年目である。三月にロシア革命でロマノフ王朝が倒れ、十一月にソビエト政権が成立した。翌年に大戦が終結すると、敗戦国のドイツやオーストリアでも王政が倒れることとなる。主戦場はかなたの欧州だが、天皇を中心として近代国家を築き上げてきた日本にも大戦の余波が近づいて来る前



大正六年三月十三日の東京日日新聞 7 面に掲載された記事

夜だ。

この年の三月十三日付の新聞各紙にある記事が掲載された。これが契機となり鷗外が官界に呼び戻されることとなる。

東京日日新聞（現在の毎日新聞）朝刊を見てみよう。五面に鷗外の連載小説『伊澤蘭軒 その二百三十九』が掲載されている。前年に陸軍を退き、江戸時代後期の儒学者と彼らを取り巻く人々を史料に基づいて描く「史伝」の執筆に専念していた。

問題の記事は七面の中ほどに二段見出しで掲載されている。鷗外の目に留まったのだろうか。

「正倉院御物の怪聞／故小杉文学博士に係る嫌疑——成金や外人間に秘宝を持廻る——目下訴訟中の故榎村博士の碎」

概要はこうだ。東京帝室博物館歴史部長を務め、明治四十三（一九一〇）年に没した小杉榎村の遺子や娘婿が、小杉の遺物と称して骨董品を売却しようとして奔走していた。たまたま鑑定に当たった同博物館職員が、かつて取り扱ったことがある奈良・正倉院の宝物ではないかと怪しみ、宮内大臣に上申するよう訴えている——

戦前の帝室博物館は宮内省が管轄し、皇室の宝物が保管される正倉院の管理も担った。戦後に博物館の所管は文部科学省に移ったが、正倉院は今も宮内庁の管轄のままと

なっている。

東京日日新聞の記事には、責任者である帝室博物館総長・股野琢の談話も掲載された。

「正倉院御物は一品たりとも決して民間に出てゐない。況んや夫れを売買するなど云ふ事の有る道理がない。正倉院の御物は勅許を仰ぎ明治二十四年に整理修繕の折には係員の嚴重な監視の下に行はれ、之れによりて生じた屑片の微に至るまで粗末にせず硝子箱に入れて取つて置いた位で毫も紛失する恐れはなかつた。而して整理後の取締の嚴重である事は勿論である。(中略)察するに正倉院の御物と同時代の美術品を売却するに当り、偶正倉院の御物と誤られて風説を産んだものではあるまいか」

宝物の流出はなく、同時代の美術品を宝物と見間違えた単なる誤解である、と報道を全面否定したのである。この股野の進退が後日、鷗外に関わってくる。

ちなみに、国際ニュースが中心の二面には、サンフランシスコから十一日付の「特電」で「見当り次第に撃沈／米独の衝突避け難し」との見出しで、第一次世界大戦の情勢を伝える記事がトップになっている。サンクトペテルブルグから十日付「特電」の原稿は、「露都食糧暴動終熄／但し人心は依然動揺せり」とある。ロシア革命が勃発するのが三月十二日なので、数日遅れで嵐の前の静けさを伝える。

後の宮内官僚としての職務に影響を及ぼすことになる記事が、同じ日の新聞に並んでいるのが興味深い。

話を正倉院の事件に戻そう。宮内省の関係者は報道を公式には認めなかつた。だが、古代日本史に詳しい東野治之・奈良大名誉教授は論文「小杉櫛部旧蔵の正倉院及び法隆寺献納御物——その売却事件と鷗外の博物館総長就任——」(『古代史論集 下』塙書房、一九八九年)で、当時の新聞に掲載された宝物とみられる物の目録などを検証し、「真实性の高いものである」と結論づけた。

宮内省が認めようとしなかつたのは、皇室の權威に関わるからだ。奈良時代の皇室にまつわる宝物を保管する正倉院は、扉を開くために天皇の許可(勅許)を必要とし、勅封倉とよばれた。それが安易に市中に出回っては、宝物のありがたみが薄れるにとどまらない。「神聖にして侵すべからず」(大日本帝国憲法第三条)存在である、天皇の勅許の重みさえ失われかねない。流出の事実を公にすることが許されない一方、関係者の責任を不問に付すわけにもいかない。

鷗外の官界復帰が発表されたのは、事件の報道から約九カ月後の大正六年十二月二十五日のことである。この時の宮内省人事は大がかりなものだった。高等官の主なもの以下の通り。

帝室博物館総長 股野琢↓森林太郎

内大臣秘書官長 股野琢↓近藤久敬⇨総務課長、宮内大

臣秘書官と兼務

図書頭

諸陵頭しよらうづみ

山口銳之助↓森林太郎

山口銳之助↓異動なし

宗秩寮そうちつりょう総裁

久我通久↓井上勝之助

皇族・華族を監督する宗秩寮総裁の久我は高齢のために退き、こちらは単純な入れ替えだ。一方、股野が兼務した帝室博物館総長と内大臣秘書官長の職を、鷗外と総務課長兼宮内大臣秘書官の近藤に切り分けた。さらに、図書頭兼諸陵頭だった山口の役職のうち、図書頭を鷗外が新たに担い、山口は歴代天皇の陵墓を管理する諸陵寮の長として専任となった。

結局、股野は常勤職から退き、宮中顧問官となった。前掲の東野論文は「股野の引退は、高齢が理由とはいえ、定期的にみて小杉事件と全く無関係ではなかっただろうと推測される。臨時宮内省御用掛として隠退生活を送っていた森鷗外が官界に復帰した理由については、山県有朋の要請とみる解釈が一般的であるが、さらに大きな背景としてこの事件の存在を無視するわけにはゆかないであろう」としている。

時の権力者である元老・山県有朋は、出身の陸軍、内務省だけでなく天皇の周辺を固める貴族院、枢密院、宮内省などに、自らの意を通じた人物を配し「山県閥」を形成し

ていた。陸軍省医務局長だった鷗外もその一翼だった。

さらに進めて考察したのが、鷗外研究の第一人者である山崎一穎かずひで・跡見学園理事長だ。人事が複雑で大がかりとなった背景をこう解説する。

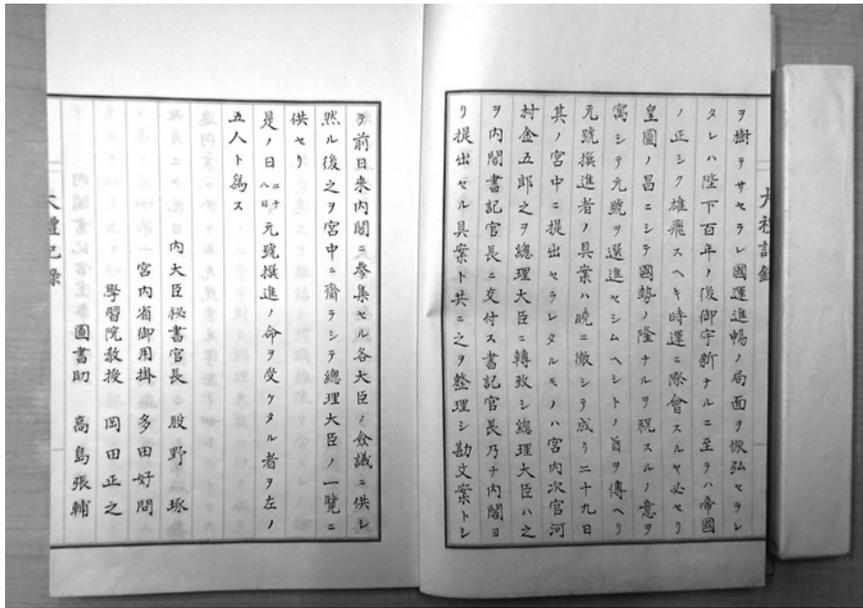
「枢密院議長山県有朋、山県と同郷の寺内正毅首相ら政府の当路者は事が宮内省に関わるだけに、関係諸氏の責任問題をそれとわからぬように政治的に決着させる必要があった。それには時期を待って、人事異動を行う以外はない。それも降格人事とならぬよう配慮する必要がある」鷗外の抜擢も不名誉な事件のカモフラージュであった」(『森鷗外論攷』おうふう、二〇〇六年)

いずれにせよ、正倉院の事件を受けて、巡り巡って鷗外が官界に復帰することになった。ただし、今度は軍医としてでなく、宮内省の歴史分野の専門職官僚としてである。

幼少期に藩校で漢籍を学び、大正以降は歴史小説、史伝を執筆した鷗外だが、股野という人物の後を引き継いだことが、宮内官僚・鷗外の業務に多大な影響を及ぼすことになる。もしくは、股野が担っていた業務を引き継がせるために、鷗外が指名された可能性すら浮かんできると。

元号考案を担うポスト

鷗外は生涯の親友である賀古鶴所かこつるど(東京大学医学部の同級生であり、陸軍医としても同期)へ宛てた大正九(一九



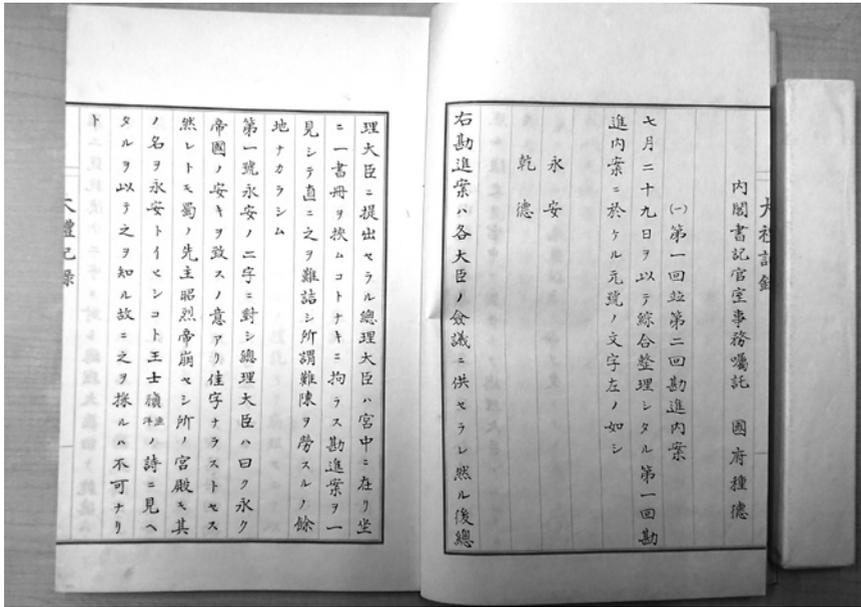
改元が記された大正の『大礼記録 巻四』＝宮内公文書館蔵

二〇）年四月二十八日の書簡でこう記した。

「（前略）諡おくりなのことが済んで（印刷はまだ許されず）年号にとりかかり候。明治は支那の大禮だいらいと云ふ国の年号にあり。尤もこれは、一作明統めいとうとあるゆえ、明治ではなかつたかも知れず。大正は安南人の立てた越えつといふ国の年号にあり。又何も御幣ごへいをかつぐには及ばねど、支那にては大いに正の字の年号を嫌候。「一而止」と申候。正の字をつけ減へびた例を一々挙げて居候。不調べの至いたりと存候（以下略）」

図書頭として二年半ほど務めた鷗外は、まず天皇の死後につけるおくり名（諡号）の典拠を調べた『帝諡考』の編集を終え、次いで歴代元号の典拠を調べる『元号考』の作成に取りかかっていた。大正は過去にベトナムにあった「越」という国で既に使用され、「正」の字を上下に分離すると「一」にして「止まる」となり縁起が悪いと、中国で議論されたことがある言うのだ。にもかかわらず、「大正」という元号が選ばれてしまい、「不調べの至」と断じている。鷗外はどのような経緯で『元号考』に取り組むことになったのか。そして、博学とはいえなぜこのような故事を知っていたのか。

宮内公文書館と国立公文書館が蔵する公文書に、鷗外就任前の大正改元が詳細に記録されている。大正七（一九一八）年八月三十日までに完成した大正の『大礼記録』全一



内閣書記官室事務嘱託 國府種徳

(一)第一回並第二回勅進内案
七月二十九日ヲ以テ綜合整理シタル第一回勅
進内案ニ於ケル元號ノ文字左ノ如シ

永安
乾徳

右勅進案ハ各大臣ノ僉識ニ供セラレ然ル後總

理大臣ニ提出セラル總理大臣ハ宮中ニ在リ坐
ニ一書冊ヲ撰ムコトナキニ拘ラス勅進案ヲ一
見レテ直ニ之ヲ難詰シ所謂難陳ヲ勞スルノ餘
地ナカラシム
第一號永安ノ二字ニ對シ總理大臣ハ曰ク永ク
帝國ノ安キヲ致スノ意アリ佳字ナラストモ
然レトモ蜀ノ先主昭烈帝崩マシ所ノ宮殿モ其
ノ名ヲ永安トイマシコト王士禎^註詩ニ見ヘ
タルヲ以テ之ヲ知ル故ニ之ヲ採ルハ不可ナリ
ト云フ

大正記略

二八冊である。近代国家として初の代替わりを記録した史料であるため、単に『大礼記録』とされているが、後世のものとは区別するため以下は『大正大礼記録』と記す。長らく部外秘だったが、平成期に閲覧できるようになった。

明治四十五（一九一二）年七月十九日、天皇は宮中で夕食中に倒れ、翌日に病状が国民に公表された。体調の悪化を受けて、当時の首相・西園寺公望が新たな元号の準備を始めたのが七月二十八日。『大正大礼記録 卷四』に、元号案の作成を命じられた者の名前が記されている。

内大臣秘書官長

股野 琢

宮内省御用掛

多田好問

学習院教授

岡田正之

図書助

高島張輔

内閣書記官室事務嘱託

國府種徳

閣前の学習院は宮内省の組織だったため、五人のうち内閣の国府を除く四人が宮内省の官吏や関係者だ。

まず、股野は前述の通り、帝室博物館総長を兼任した鷗外の前任者である。

次に図書助の高島だが、『明治四十五年 職員録（甲）』（同年五月一日現在の配置）を見ると、図書寮の「主事」として名前が記される。図書頭が図書寮のトップで、主事は事務を取り仕切るナンバー2の位置づけだ。高島の肩書は、明治三十九年六月三十日から四十一年一月一日までは

図書助、四十一年一月一日から大正三年七月八日まで主事となっており、以前の「図書助」の肩書で記されたのだろう。大正改元時の図書頭・山口銳之助は学習院長を務めた理学博士だったため、漢籍に通じた高島に役目が回つてきたとみられる。ちなみに、股野は「藍田」、高島は「九峰」の号を称して漢詩人としても著名だった。

また、鷗外は大正二年から宮内省の臨時御用掛を務めた。衛生学を専門とする軍医として宮中の衛生管理の他、皇室関係の勅語の添削も行った。帝室博物館総長兼図書頭への就任を機に形式上は臨時御用掛の任を解かれたが、その後文書添削の業務は続いた。さらに、漢文学者の岡田は文学博士で、鷗外は医学博士だけでなく文学博士の資格も有していた。

以上、大正改元を担った専門家の肩書を見ると、帝室博物館総長の股野と図書助の高島を合わせた常勤の役職を、大正六年十二月以降は鷗外が一人で兼ねた。さらに御用掛と漢籍に詳しい文学博士を加えれば、宮内省側の四人の肩書を鷗外が全て掛け持っていたことになる。

前例踏襲が旨の官僚制の下では、近代日本最初の改元は以後の先例となり得る。実際、内閣側では「大正」を考案した国府が、その後の昭和改元時も考案者の一人に名を連ねた。帝室博物館総長兼図書頭は、次の元号考案を担うべき役職だったと言える。

急ごしらえの大正改元

では、『大正大礼記録』の中身を見てみよう。所功・京都産業大名誉教授が『近代大礼関係の基本史料集成』（国書刊行会、二〇一八年）で改元の部分を翻刻紹介している。

『大正大礼記録』巻五（第二輯 踐祚改元）のうち、「第二編 改元」の項にある「第一章 元号の建定」と「第二章 元号建定の次第」に経緯の概略が記されている。

明治天皇の病状悪化を受け、首相・西園寺公望が儒学に詳しい政府職員と学者に元号案の作成を命じたのは、明治天皇の死が公式発表された明治四十五年七月三十日の二日前。「是の日二十八日 元号撰進の命を受けたる者を左の五人と為す」と、先述した股野や国府らの名前が記される。

そして、指示があった翌日の二十九日、元号案が西園寺のもとへ届けられた。まず提案されたのは「永安」（高島の案）と「乾徳」（岡田の案）だった。京都の公家・徳大寺家の生まれで漢籍の素養があった西園寺は、自ら審査し、「永安」は中国・蜀の宮殿名として用いられている、「乾徳」は中国・宋で初代皇帝の時代に使われた元号だ、と指摘した。西園寺の様子は「坐に一書冊を挟むことなきに拘らず、勸進案を一見して直に之を難詰し、所謂難陳を勞することなく地なからしむ」と記される。書物を参考にすることもなく問題点をそらんじ、議論の余地なく即座に却下したのだ。

二度目の審査では、「昭徳」（股野の案）と「天興」（国府の案）が提案された。これも西園寺が、「昭徳」は中国・唐の王妃に名前があり、「天興」は拓跋氏が建てた北魏（四六世紀）の元号にあると、再び却下する。中でも、中国に統一王朝がなかった五胡十六国の時代に、北方民族の拓跋氏が建てた北魏は、正統な王朝ではない「偽僭の国」であり、「末季の世に於ける元号」と指摘し、「之を避くる」と、古来の慣例なり」と理由を説明した。西園寺の博学の前に、「勘進者は共に出典の調査粗笨を免がれざりしを愧づるのみ」という有り様だった。

また、「興」の字について西園寺は「繁画にして書し易からず挾書の児童を苦しましむるの虞あり」と注文を付けた。画数が多いため子どもには書くのが難しく、日常的に使う元号としてはふさわしくないというのだ。

さらに調査を重ねた上で案が出された三度目の審査で、「大正」（国府の案）と「興化」（多田の案）が提案される。これを見た西園寺は、大正を「直に」採択した。分かりやすく子どもでも書きやすい二文字である。三度目の審査で初めて登場した多田好問が、二度目の審査で却下されたはずの「興」の字を提案したのは解せない。その理由は『大正大礼記録』の記述からは判然としないが、謎解きは次回以降に回し、まずは大正が決まった経緯を追う。

最終的に枢密院に諮られたのは、第一案「大正」、第二

案「天興」、第三案「興化」で、大正が提案通りに採用された。本命の「大正」以外は採用することを想定せず、形式を整えるために並べただけだろう。首相に何度も却下されながら、実質一日という短期間の議論で作り上げた急ごしらえの様子がうかがえる。

元号使用文字の原則

さらに「第三章 元号建定に関する参照事項」では、先例を引きながら大正が選ばれた根拠が詳述される。まず「第一節 大正の元号勧進理由」のうち「第一項 元号勧進の標準考定」の部分によると、元号考定の指示を受けた「七月二十八日」、担当者は最初に四書五経や歴史書など元号の出典となりえる漢籍の範囲や、過去に使用された文字を調べた。「七月二十九日」には、四案が西園寺から却下されて再提案を求められた際、「昔時聖賢の最も尊重せし易経」から引用する方針を定めた。儒教經典の一つである易経の「大いに亨りて以て正しきは、天の道なり」の部分が、「大正」の典拠となったのは周知の通りだ。

また採用すべき文字の条件を調査し、以下の六つの基準を示した。

- 一、従来、難陳を経て多く議に上りたる文字を採り、其の範囲に於て適當の配置を得しむるを慣例とす。
- 二、吉祥の字、嘉慶の字、好義の字を撰するを原則とす。

一、異邦に於て曾て一たび用ひたる連用文字、若は内外に於て諡号・宮名・殿名・地名に之あるものと同一なる連用文字は、之を避くるを例と為す。但し、本邦に於て異邦の年号と同一のものを用ひしを例外となす。

一、字義不詳なるもの、字形不詳なる他の文字に近似せるもの、析字して不吉不好の讖を成すもの、連用して発音の不詳なる他の文字の発音と相近きもの、等を忌み避くるを定規となす。

一、嘗て其の字を用ひ適不祥の事ありとして知らるる如き文字、又は同一の文字を名称としたるものにして不祥・災異等の事ありしとせらるる如き文字も、亦之を忌み避くるを成例となす。

一、以上の条件を充たさしむるのみならず、更に經史中に確實なる出典あるものたるを正軌と為す。(※傍線は筆者)

これに続いて「諱み避くべき文字」の例がいくつか挙げられ、その中に「天正(天一止)」が含まれている。

三番目の基準に挙げたように、異国で使用済みの連用文字を避けるのが原則で、後醍醐天皇の「建武の新政」で知られる「建武」など異国と同じものを日本で使用したことがあるのは、あくまで「例外」である。また、四番目の基準によると、漢字を分解して悪い意味になるものも避けるべきで、具体的に「正」の字が挙げられている。鷗外の問

題意識は、この原則に沿っている。

大正の根拠への疑義

さらに「第三章」「第一節」を読み進めると、「第二項、大正の元号勘進に至りし理由」の「第一目、大正の元号勘進の根拠」で、大正を選んだ根拠や出典の是非を巡る議論が詳述される。ただし、先述の「第二項」には「七月二十八日」「七月二十九日」と日付が記され、考案当時に行われた調査や議論だと明示しているのに対し、「第二項」は「今、大正の出典とする所を易経に求むるに、其の語諸処に散出せり」と論証が始まる。「今」とあるのは、『大正大礼記録』を作成するに当たり、後日に検証したような書きぶりだ。

「第二項」を読み進める。「不祥とするの説と不祥にあらざとなすの説とを比推し」たところ、「正字の不祥説は、崇徳天皇大治六年、天承と改元ありし際の改元定に於て、正字を析すれば一止となるを理由とし、之を難じたる者あるを嚆矢と為す」という。

江戸時代の国学者・天野信影の随筆『塩尻』を引用し、『謝肇淪(筆者注、中国・明の文人)曰く、古より正を以て号と為さば多く利あらず。梁の正平・天正、元の至正の類の如し。其文たる一にして止まれば也、と云々』と続く。中国南朝・梁の「正平(五四八〜四九)」は反乱軍に推さ



野口 武則（のぐち・たけのり）氏

1976年埼玉県生まれ。中央大学法学部卒。2000年毎日新聞社に入社し、秋田支局、政治部、大阪社会部。小泉、野田、安倍政権で官邸の皇室問題を担当し、令和改元では代替わり取材班キャップ。政治部官邸キャップ、デスクを務め、現在は論説委員。著書に『元号戦記 近代日本、改元の深層』（角川新書）。共著に『靖国戦後秘史』（角川ソフィア文庫）、『令和 改元の舞台裏』（毎日新聞出版）がある。

れた皇帝の一族が使用した正統でない元号。梁の「天正（五五二）」は、反乱軍に皇帝が廃され四カ月で終わった。また梁末の混乱期に、別の皇帝の一族が「天正（五五二）（五三三）」を使用した。中国・元は「至正」（一三四一〜七〇）年間に、大都（現在の北京）から北方へ追われた。

それに対し、過去に日本や中国で正始、正隆、正平、正暦、正法などの元号が使われたが、必ずしも乱世や悪政だったわけではなく、「正の字も用ひどころによるべし」と江戸時代に医師・漢学者の茅原虚斎が著した『茅窓漫録』に記される。他にも、江戸中期

の政治家・新井白石が随筆『折焚く柴の記』で、毎年の一ヶ月を正月と名付けていると指摘したことなどを挙げて、「正字不祥説の抛る所は茲に全く否定せられ」と結論づけた。さまざまな典拠を示しながら、後から「大正」を正当化した作業のように読める。

気になるのは最後の一段落だ。「然るに、勘進の当時」と始まり、この部分だけは改元当時の記録と明示している。「大正」は安南（現在のベトナム）で過去に使用された元号ではないか、と考案者の一人である岡田正之が指摘した。「此の二字を用ひたる年号、或は安南等に於て之なかりしや」との岡田の言葉を受けて、直ちに『大越史記全書』を閲覧した。すると、確かに使用例があった。

だが、「其の所謂莫氏なる者、実は明の附庸に過ぎず、僭国として見るに足らざることを知り得たり」と、問題なしとされた。つまり、莫という人物がベトナムに建てた国は、中国・明王朝の従属国なので正式な王朝と見なさなくてよい、と判断したのだ。そして、その国が大正という元号を使ったことも、「固より重視するに足らざることを認めたり」と結論づけた。

ただし、二度目の審査で提案された「天興」も、北方民族の拓跋氏が建てた北魏で過去に使用された元号である。北魏は「偽僭の国」だと、西園寺は即座に却下している。にもかかわらず、中国から見てさらに周辺のベトナムに位

置し、「見るに足らざる」国で使用された元号を容認するのは、一貫性がない。過去に使用済みだった歴史的事実は黙認されてしまったのだ。

ちなみに、「第三章」「第一節」「第二項」で大正を補強するために引用された古典のうち、新井白石著『折たく柴の記』は鷗外生前の蔵書にある。東京大学付属図書館が蔵する「鷗外文庫」の書人本画像データベースから検索できる。

ただし、「正」の字を使った元号は良い時代も悪い時代もあり、また、過去の王朝と同じ元号を使って滅びることもあれば栄えることもあるとして、問題はなしとの主張で貫かれている。新井白石は「凡そ倭漢古今の事を併せ考ふるに、天下の治乱、人壽の長短、年号の字にかからざる」という縁起や迷信を信じない合理的な考えで、元号にこだわりがない。鷗外の蔵書には冒頭から巻末まで朱筆で書き込みがあるため読了したようだが、「不調べの至」との問題意識はこの書を読んだだけでは生じない。

元号の漢字二文字には、国が目指す理想が込められる。どの文字を使うかには守るべき先例や原則がある。不吉かそうでないかを巡り過去に何度も議論された字を使うよりも、別にふさわしい字を探したほうがよい。『大正大礼記録』で大正は「問題なし」と結論づけたが、その根拠が薄弱だと鷗外には映ったのだろう。

前掲の使用すべき文字の六つの基準が記された直後は、以下の説明が続く。

「此の如き種々の制限を付せらるるを以て、古来元号奉撰の案に供せられたる文字には、自ずから一定の限度あり。其の以内の文字にあらざれば採らず。但し、調査の不完なりしが為、知らず識らず是等の制限を侵したるの例、是れなきにあらず。」（※傍線は筆者）

傍線を付したくだけは過去の話でなく、大正改元にそのまま当てはまると鷗外は受け止めたのではないか。賀古宛書簡に書いた「不調べの至」という問題意識は『大正大礼記録』の記述とほぼ重なる。

〈参考文献〉

猪瀬直樹『天皇の影法師』（中公文庫、二〇一二年）
野口武則『「元号考」成立についての一考察——「大正、昭和大礼記録」と宮内官僚・森林太郎——』、『鷗外一〇九号』（森鷗外記念会、二〇一二年）
宗像和重編『鷗外追想』（岩波書店、二〇一二年）

今回は「第二回 なぜ「大正は不調べ」と知っていたのか」